

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ハラスメント防止規程

平成16年4月1日  
規程第 55 号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 職員、招へい教員、派遣労働者、特別研究員等本学において業務に従事している者をいう。
- (2) 学生等 本学の学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、特別学修生等学籍の有無にかかわらず本学において教育又は研究指導を受けている者をいう。
- (3) 関係者等 学生等の保護者及び関係業者等本学と業務上の関係を有する者をいう。
- (4) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。
  - イ セクシュアル・ハラスメント 教育研究又は勤務における関係を利用して、他の者に対して行う不快感又は不利益を与える性的な言動をいう。
  - ロ アカデミック・ハラスメント 教育研究の場における優越した立場を利用して、他の者に対して行う教育研究環境を害する不適切で不当な言動（教育、研究又は修学上必要かつ相当な範囲を超える言動に限る。）をいう。
  - ハ パワー・ハラスメント 勤務の場における優越した立場を利用して、他の者に対して行う就業環境を害する不適切で不当な言動（業務上必要かつ相当な範囲を超える言動に限る。）をいう。
  - ニ 不妊、妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠、出産した者又は不妊治療、妊娠、出産、育児、介護等に関する制度若しくは措置を利用し、若しくは利用しようとする者に対して行う教育研究環境又は就業環境を害する不適切で不当な言動（業務分担や安全配慮の義務等の観点から客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動を除く。）をいう。

ホ モラル・ハラスメント 教育研究又は勤務における関係を利用して、他の者に対して行う人格若しくは尊厳を傷つけ、又は教育研究環境若しくは就業環境を害する不適切で不当な言動をいう。

ヘ その他のハラスメント イからホまでに掲げるハラスメントに準ずる言動をいう。

(5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため教育研究環境又は就業環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因してその教育研究条件又は勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(ハラスメントの禁止)

第2条の2 役員（学長、理事及び監事をいう。）、職員等及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

(学長及び理事の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、職員等及び学生等の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 学長が指名する理事は、ハラスメントに対する職員等及び学生等の理解を深めるとともに、当該職員等及び学生等が他の職員等又は学生等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、広報活動、啓発活動その他のハラスメントの防止等を図るための取組の実施に努めなければならない。

(職員等及び学生等の責務)

第4条 職員等及び学生等は、ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の者に対する言動に必要な注意を払うとともに、前条に定めるハラスメントの防止等を図るための取組に協力するよう努めなければならない。

2 職員等を監督する地位にある者（他の職員等を事実上、監督していると認められる者を含む。）は、良好な教育研究環境及び就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努めなければならない。

(委員会)

第5条 ハラスメントの防止等については、人権問題及びハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ハラスメント防止のための研修の実施並びに広報活動及び啓発活動の企画及び実施
  - (2) 苦情相談に係る事実関係の調査
  - (3) 苦情相談に係る対処方針の検討
  - (4) 再発防止策の検討
  - (5) その他委員会が必要と認める事項
- 3 委員会は、前項各号に掲げる事項を行ったときは、その内容を学長に報告するものとする。

(相談体制)

- 第6条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談窓口としてハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
    - (1) 保健管理センターの職員 2名
    - (2) 研究科の職員の中から学長が指名するもの
    - (3) 人事課長
    - (4) 教育支援課長
    - (5) その他学長が必要と認める者
  - 3 相談員は、学長が委嘱する。
  - 4 苦情相談を受けるに当たっては、原則として複数の相談員で対応しなければならない。
  - 5 苦情相談を受けるに当たっては、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席するよう努めなければならない。
  - 6 相談員は、迅速かつ適切に苦情相談への対応に当たらなければならない。
  - 7 相談員は、苦情相談に係る具体的事項を委員会に報告しなければならない。

(措置)

- 第7条 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、苦情相談を行った者の教育研究環境及び就業環境の改善等の措置を速やかに行うものとする。
- 2 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、ハラスメントに該当する行為を行ったと認められる者に対して、所定の手続を経た上で、懲戒処分その他の措置を行うものとする。

(プライバシー等の保護)

- 第8条 ハラスメントに起因する問題への対応に当たっては、当事者及びその他の当該ハラスメントに関係する者等から公正な事情聴取

を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシーや名誉その他人権に十分配慮しなければならない。

- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、その任務遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした職員等、学生等又は関係者等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第10条 委員会及びハラスメントの防止等に関する事務は、管理部人事課が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月2日から施行する。